令和９年度４月１日採用　会計年度任用職員（子どもわくわく課・児童指導員）募集案内

北区子ども未来部子どもわくわく課

１　採用予定数・勤務場所・職務内容

採用予定数	勤務場所	職務内容
２０名程度	わくわく☆ひろば （学童クラブ 放課後子ども教室） 児童館 子どもセンター ティーンズセンター	【わくわく☆ひろば（学童クラブ・放課後子ども教室）】 ①児童の生活・遊びの指導　②児童受入れの準備 ③おやつ・教材の購入・準備　④電話・保護者対応（子どもの様子・その他事務連絡）　⑤日誌の作成　⑥施設の環境整備　⑦学校との連絡　⑧児童館事業の補助　等 【児童館・子どもセンター・ティーンズセンター】 ①児童の遊びの指導　②乳幼児親子活動の準備・運営サポート ③児童館行事の準備・運営サポート　④児童館日誌の作成　⑤電話・保護者対応　⑥館内装飾やポスター掲示・環境整備等の施設管理　等

※　勤務場所には、指定管理者制度・業務委託を導入している場所を除きます。

※　学童クラブ担当職員、放課後子ども教室担当職員、児童館・子どもセンター担当職員は、相互にそれぞれの事業運営に従事したり、サポート（乳幼児クラブ、行事等）にあたることがあります。

２　受験資格

（１）～（４）のいずれかに該当する方（取得見込を含む）

（１）　保育士の資格を有する方

（２）　教育職員の普通免許状を有する方

（３）　児童指導員任用資格を有する方

（４）　放課後児童支援員認定資格を有する方

※　地方公務員法第１６条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

３　任用期間

令和９年４月１日～令和１０年３月３１日

※　公募によらない再度の任用についての限度は、年度末時点での年齢が６５歳に達する年度までとします。再度の任用の限度に達した場合は、公募による募集に申し込むことができます。

４　勤務条件

（１）　報 酬 額　　月額　２５４，１６１円（予定）（地域手当相当額を含む）

※　採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。

※　通勤に係る費用は実費を支給します（１か月の上限額：５５，０００円）。

※　この他に採用時期により期末・勤勉手当の支給があります。

（２）　勤務日数　　４週間ごとの期間につき１８日勤務

（３）　勤務時間　　原則として、8時から１９時１５分までの間において休憩時間を除き１日６時間４５分

当番あり（早番、遅番等）

（４） 休憩時間　　原則１２時００分～１３時００分　※状況により、前後することがあります。
（５） 週 休 日　　４週間ごとの期間につき１０日（日曜日に加えて、６日の週休日を設けるものとし、勤務表によって定める。）
（６） 休　　日　　祝日、１２月２９日から翌年の１月３日までの日、その他北区規則で定める日
（７） 休　　暇　　年次有給休暇、慶弔休暇、夏季休暇等
（８） 時間外労働　　原則なし
※やむを得ず時間外労働を行った場合は、手当に相当する報酬を支給します。
（９） 加入保険　　健康保険、厚生年金、雇用保険
（10）退 職 金　　なし
（11）就業場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項　敷地内禁煙

5　選考方法・日程

（１）選考方法
一次選考　　書類審査
二次選考　　面接審査　（二次選考の日時及び場所は、一次選考結果通知の際にお知らせします。）
（２）日程

申込期限（必着）	一次選考結果発表 （通知発送予定日）	二次選考（予定）	二次選考結果発表 （通知発送日）
令和８年１２月１８日（金）	令和８年１２月２３日（水）	令和９年１月　７日（木） 令和９年１月１２日（火）	令和９年１月下旬

6　申込方法

次のものをそろえて、申し込みをしてください。

①　「北区会計年度任用職員（子どもわくわく課・児童指導員）申込書」
必ず、２枚目（裏面）の「志望動機」、「作文」、「欠格事由に関する申告」欄の記入をお願いします。
②　資格証等のコピー（取得見込の場合は、取得見込証明書）

※　郵送の場合は、封筒の表に赤字で「児童指導員申込」と明記してください。
※　窓口提出の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）の８時３０分～１７時１５分です。
※　応募書類は採用・不採用の結果を問わず返却いたしません。
※　選考過程及び選考結果の理由については、採用・不採用を問わずお答えできません。

7　その他

（１）採用内定者は、採用前に胸部レントゲン検査を受診していただきます（費用自己負担）。
（２）任用期間中に勤務場所が変更になることもあります。
（３）令和８年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、職種に係る業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。これらの制度の施行を踏まえ、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。確認の結果、特定性犯罪の前科を有することが判明した場合は、採用しないことがあります。

8　申込先・問合せ先

北区子ども未来部子どもわくわく課事業計画係（滝野川分庁舎１階①番窓口）
住所　〒１１４－８５４６　東京都北区滝野川２－５２－１０
電話　０３－３９０８－９１２８